
別紙 5 — 1 ケアプランデータ連携標準仕様

暫定版

令和 8 年 4 月

【ケアプランデータ連携標準仕様 更新履歴】

No.	版数	年月日	更新内容
1	201905	令和元年 5 月	居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様書 201905 版として作成
2	202003	令和 2 年 3 月	居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様書 202003 版として標準仕様の技術的課題を解決して作成
3	202208	令和 4 年 8 月	居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様書 202206 版として「「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について」（老認発 0331 第 6 号、令和 3 年 3 月 31 日）で示された様式の変更を反映して作成
3.1	202208	令和 5 年 4 月	ファイルエンコードについて、Shift-JIS（MS932）を許容する等、趣旨を明確にするための改訂
3.2	202208	令和 5 年 6 月	別紙「CSV ファイルレイアウト定義書」のうち、第 7 表No.27「前月までの利用日数」の項目長を「2」から「5」へとする修正やケアプランデータ連携システムの運用を踏まえ、セキュリティ面への配慮を明確にするための改訂
4.0	202504	令和 6 年 7 月	・第 3 表の CSV ファイルレイアウト定義を追加。 ・複数サービス提供事業所への対応としてファイル命名規約の変更 ・「ファイル作成単位」に説明を追加。 ・以下の項目に補足説明を追加 ・第 6 表「単位数」 ・第 6 表「明細判別コード」 ・第 6 表「サービス開始時刻」 ・第 6 表「日割対象日」 ・第 7 表「単位数」 ・第 7 表の項目「回数／日数」の項目長を 2 桁から 3 桁に変更 ・名称を変更 ・「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について」（老認発○第○号、令和○年○月○日）で示された様式の変更を反映（第 6 表、第 7 表に「TAIS コード」「福祉用具届出コード」「用具名称」を追加。） ・「介護予防支援等に係るデータ交換規約インターフェイス標準仕様」に関する内容を追加
4.1	202407	令和 6 年 9 月	・版数を 4.0 版発出月に変更 ・ファイル名称規約の「サービスコード（3 桁）」を「サービス種類コード（2 桁）」に変更
5.0 （暫定版）	202603	令和 8 年 4 月	・版数 5.0 版発出月に変更 ・介護保険資格確認等 Web サービスとの API 連携による事業所間連携方式に伴う標準仕様の変更 ・API 連携による介護情報基盤への交付用登録、同意・確認用登録に係る標準仕様追加

目次

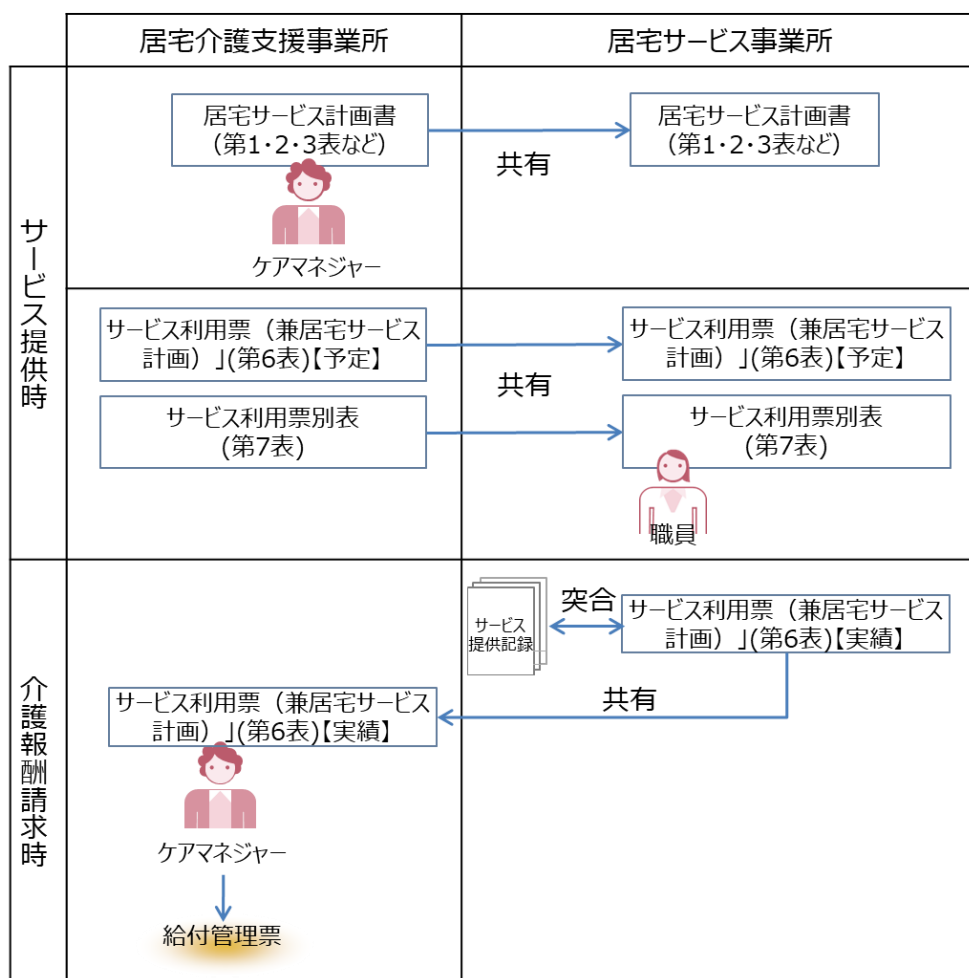
1. 標準仕様に従ったデータ連携の概要	5
1.1 業務の全体像	5
1.2 データ連携における本標準仕様の位置づけ	7
1.3 居宅介護支援に係る本標準仕様の適用範囲	8
1.4 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに係る本標準仕様の適用範囲	10
1.5 施設介護サービスに係る本標準仕様の適用範囲	11
2. 居宅介護支援に係るデータ交換規約インターフェイス標準仕様について	12
2.1 概要	12
2.2 居宅介護支援に係るデータ連携の API	13
2.3 API のフォーマット	13
2.4 送受信・登録 API 等で取り扱う様式データの一覧	14
2.5 インターフェースデータの関係について	16
2.6 インターフェースデータの処理順序について	17
2.7 インターフェースデータの出力単位について	17
2.8 交付用登録 API、同意・確認用登録 API の利用に係る制約	18
3. 介護予防支援に係るデータ交換規約インターフェイス標準仕様について	19
3.1 概要	19
3.2 介護予防支援等に係るデータ連携の API	20
3.3 API のフォーマット	20
3.4 送受信・登録 API 等で取り扱う様式データの一覧	20
3.5 インターフェースデータの関係について	23
3.6 インターフェースデータの処理順序について	24
3.7 インターフェースデータの出力単位について	25
3.8 交付用登録 API、同意・確認用登録 API の利用に係る制約	26
4. 施設介護サービス等に係るデータ交換規約インターフェイス標準仕様について	27
4.1 概要	27
4.2 施設介護サービス等に係るデータ連携の API	27
4.3 API のフォーマット	27
4.4 送受信・登録 API 等で取り扱う様式データの一覧	28
4.5 インターフェースデータの関係について	29
4.6 インターフェースデータの出力単位について	29
4.7 交付用登録 API、同意・確認用登録 API の利用に係る制約	30
5. データ項目仕様について	31
5.1 項目一覧	31
5.2 データ形式	31
5.3 文字コード	31
5.4 オブジェクト配列における NULL の定義	31
5.5 リクエストボディサイズの制限	31
5.6 ファイル送信方式	31

6. 運用に応じたデータの流れについて.....	31
6.1 居宅介護支援に係るデータ交換規約インターフェイス標準仕様の流れについて	31
6.2 介護予防支援等に係るデータ交換規約インターフェイス標準仕様の流れについて	36
7. データ連携にあたっての安全管理について.....	42
8. 本標準仕様への適合確認について	42
9. ベンダ試験の申請・問い合わせについて	42

1. 標準仕様に従ったデータ連携の概要

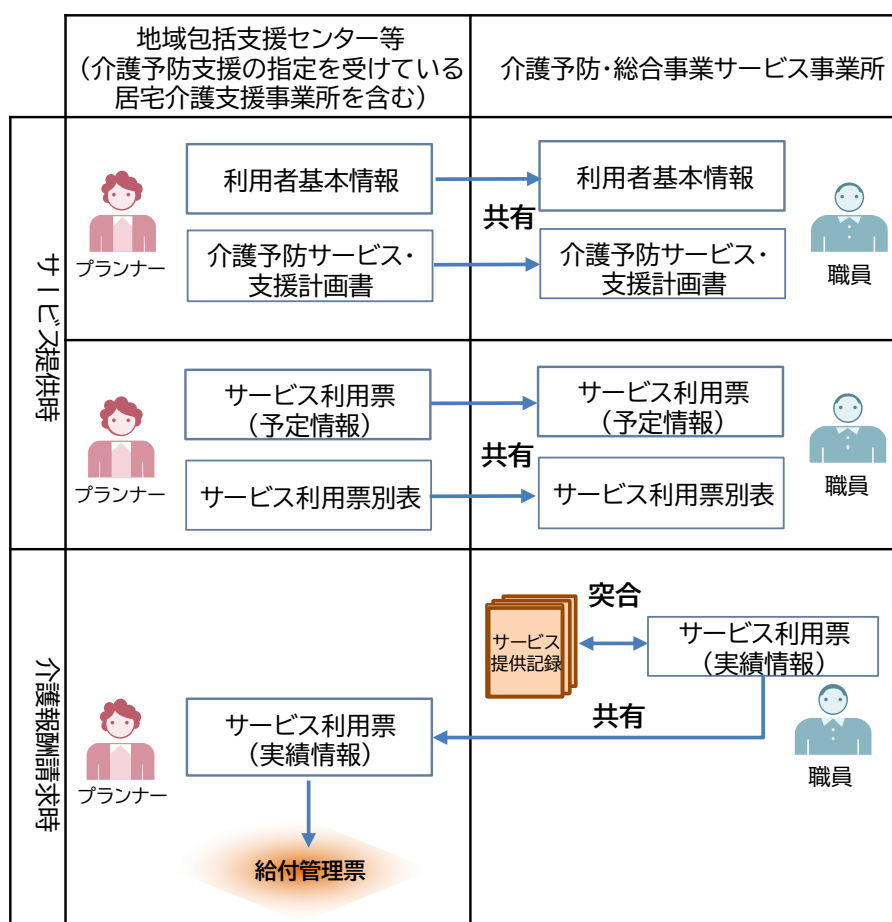
1.1 業務の全体像

介護保険サービスの利用にあたっては、サービス提供時は、居宅介護支援事業所から居宅サービス事業所に居宅サービス計画書（1・2・3表など）、サービス利用票（兼居宅サービス計画）（第6表）【予定】、サービス利用票別表（第7表）を共有し、介護報酬請求時は、居宅サービス事業所から居宅介護支援事業所にサービス利用票（兼居宅サービス計画）（第6表）【実績】を共有する。

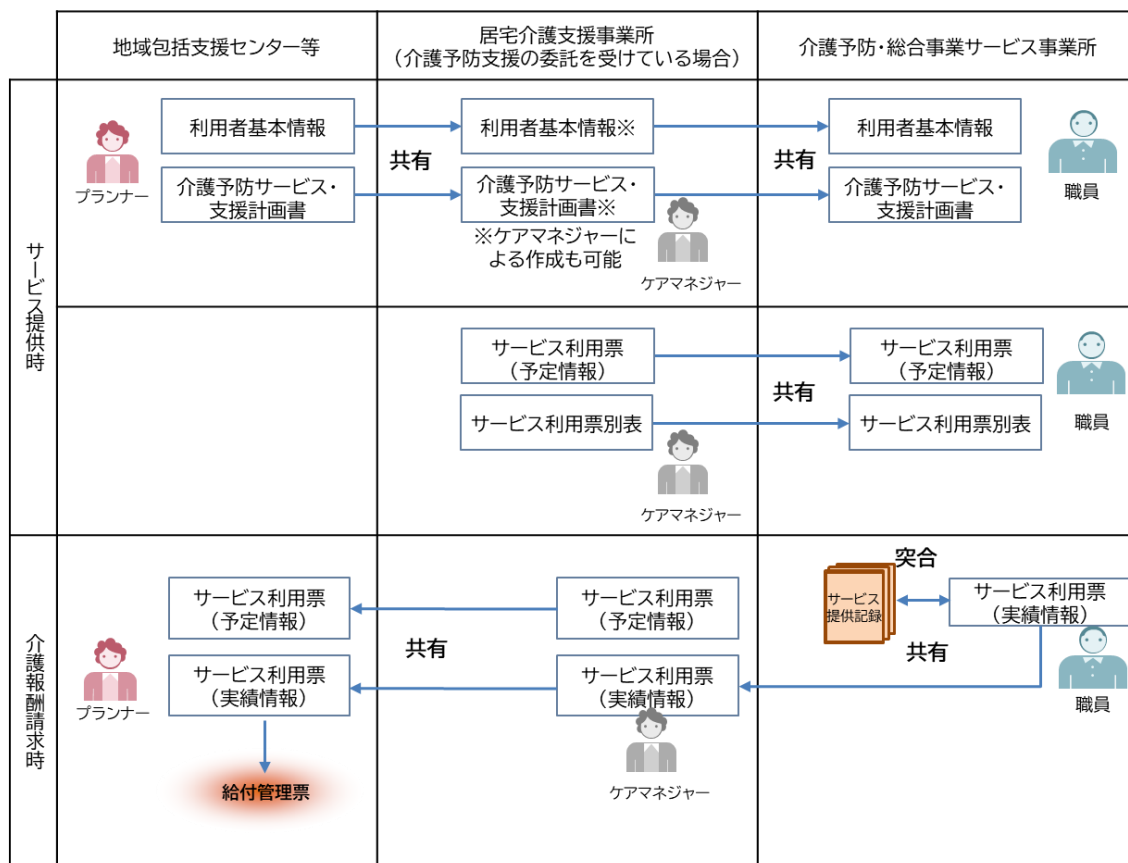


図表 1.1.1 居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所での情報共有の流れ（データ連携前）

介護予防支援や介護予防ケアマネジメント（以下、「介護予防支援等」という。）の利用にあたっては、サービス提供時は、地域包括支援センターや介護予防支援の指定を受けている居宅介護支援事業所（以下、「委託なし」という。）、もしくは地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所（以下、「委託あり」という。また、上記地域包括支援センター及び委託あり・なしの居宅介護支援事業所全体を「地域包括支援センター等」という。）から介護予防・総合事業サービス事業所に利用者基本情報、介護予防サービス・支援計画書、サービス利用票を共有し、介護報酬請求時は、介護予防・総合事業サービス事業所から地域包括支援センター等にサービス利用票【実績】を共有する。委託ありの場合の居宅介護支援事業所では、介護予防・総合事業サービス事業所から共有されたサービス利用票【実績】に【予定】を付けて、地域包括支援センターへ共有する。



図表 1.1.2 地域包括支援センター等と介護予防・総合事業サービス事業所での情報共有の流れ
(データ連携前、委託なしの場合)



図表 1.1.3 地域包括支援センター等と居宅サービス事業所での情報共有の流れ
(データ連携前、委託ありの場合)

1.2 データ連携における本標準仕様の位置づけ

これらの情報をデータ連携によって共有するにあたって、送信元の事業所においては介護業務ソフト等から API 連携により相手事業所を指定して介護保険資格確認等 Web サービスに送信し、受信事業所において使用する介護業務ソフト等から介護保険資格確認等 Web サービスへの API 連携により当該データを取り込む。そのことにより、受信事業所が共有内容を再度入力することなく、自動的に情報が反映されることを期待するものである。

本標準仕様は、居宅サービス計画書（1・2・3 表）、サービス利用票（兼居宅サービス計画）（第 6 表）、サービス利用票別表（第 7 表）、利用者基本情報、介護予防サービス・支援計画書について、標準的なデータ形式を定めることで、異なる介護業務ソフトベンダーや種類であっても、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所との間で、又は地域包括支援センター等と介護予防・総合事業サービス事業所との間で、円滑なケアプランのデータ連携を行うことが出来るよう、必要なインターフェイス項目やフォーマット等を示すものである。

また、介護情報基盤の稼働に伴い、ケアプラン（利用者補足情報、居宅サービス計画書（1・2・3 表）、利用者基本情報、介護予防サービス・支援計画書）を作成した事業所においては、介護業務ソフト等からの API 連携により、原案に対し利用者から同意を取得し確定となったケアプラン情報（以下「交付用ケアプラン情報」という。）を介護情報基盤へ登録する。この登録により、介護事業所における利用者に関する過去のケアプラン情報の参照や、利用者本人によるマイナポータルでのケアプラン情報参照が可能となることで利便性の向上を期待するものである。

さらに、介護情報基盤では、居宅サービス計画書もしくは介護予防サービス・支援計画書の原案、またサービス利用票の予定を利用者からオンラインで同意・確認を取得する業務において、書面等以外で同意・確認の記録を取得できるようにする手段として、将来的にマイナポータルを介して同意・確認の記録を取得で

きる仕組みを提供することを検討している。この仕組みを利用して利用者から同意・確認の記録を取得する事業所は、同意・確認の記録を取得する対象のケアプラン情報（以下「同意・確認用ケアプラン情報」という。）を介護業務ソフト等からの API 連携により登録する。なお、同意・確認用ケアプラン情報について、マイナポータルで同意の記録を取得した場合、介護情報基盤上は交付用ケアプラン情報として取り扱われるため、交付用ケアプラン情報の登録を省略することができる。

本標準仕様では、これら交付用ケアプラン情報及び同意・確認用ケアプラン情報の登録に必要なインターフェース項目やフォーマット等も対象とする。

1.3 居宅介護支援に係る本標準仕様の適用範囲

居宅介護支援事業所等（小規模多機能等の介護支援専門員の配置義務のある居宅サービスを含む）と事業所間でのデータ連携を行う範囲は、以下のサービス種別とする。

交付用登録、同意・確認用登録の適用範囲については、正式版で公開予定

介護給付		
サービス種類		連携対象
11	訪問介護	○
12	訪問入浴介護	○
13	訪問看護（※定期巡回連携型も対象）	○
14	訪問リハビリテーション	○
15	通所介護	○
16	通所リハビリテーション	○
17	福祉用具貸与	○
21	短期入所生活介護	○
22	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	○
23	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	○
2A	短期入所療養介護（介護医療院）	○
31	居宅療養管理指導	○
71	夜間対応型訪問介護	○
76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○
72	認知症対応型通所介護	○
78	地域密着型通所介護	○
73	小規模多機能型居宅介護	○
68	小規模多機能型居宅介護（短期利用）	○
77	看護小規模多機能型居宅介護	○
79	看護小規模多機能型居宅介護（短期利用）	○
33	特定施設入居者生活介護	対象外
27	特定施設入居者生活介護（短期利用）	○
36	地域密着型特定施設入居者生活介護	対象外
28	地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	○
32	認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	対象外
38	認知症対応型共同生活介護（短期利用）	○
41	特定福祉用具販売	対象外
42	住宅改修	対象外
51	介護福祉施設サービス	対象外
52	介護保健施設サービス	対象外
54	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	対象外
59	特定介護サービス等	対象外
81	市町村特別給付	対象外

1.4 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに係る本標準仕様の適用範囲

地域包括支援センター等（居宅介護支援事業所、介護予防小規模多機能等の介護支援専門員の配置義務のある介護予防サービスを含む）と事業所間でのデータ連携を行う範囲は、以下のサービス種別とする。

交付用登録、同意・確認用登録の適用範囲については、正式版で公開予定

予防給付		
サービス種類		連携対象
62	介護予防訪問入浴介護	○
63	介護予防訪問看護	○
64	介護予防訪問リハビリテーション	○
66	介護予防通所リハビリテーション	○
67	介護予防福祉用具貸与	○
24	介護予防短期入所生活介護	○
25	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	○
26	介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	○
2B	介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	○
34	介護予防居宅療養管理指導	○
74	介護予防認知症対応型通所介護	○
75	介護予防小規模多機能型居宅介護	○
69	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）	○
35	介護予防特定施設入居者生活介護	対象外
37	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	対象外
39	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）	○
44	特定介護予防福祉用具販売	対象外
45	介護予防住宅改修	対象外
59	特定介護サービス等	対象外
81	市町村特別給付	対象外

介護予防・日常生活支援総合事業		
サービス種類		連携対象
A2	訪問型サービス（独自）	○
A3	訪問型サービス（独自／定率）	○
A4	訪問型サービス（独自／定額）	○
A6	通所型サービス（独自）	○
A7	通所型サービス（独自／定率）	○
A8	通所型サービス（独自／定額）	○

1.5 施設介護サービスに係る本標準仕様の適用範囲

交付用登録、同意・確認用登録の適用範囲については、正式版で公開予定

2. 居宅介護支援に係るデータ交換規約インターフェイス標準仕様について

2.1 概要

介護サービス計画書の様式については、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（最終改正 令和 6 年 7 月 4 日 老認発 0704 第 1 号）により示しているところである。介護サービス計画書のうち、介護事業所間におけるデータ連携が有効である、居宅サービス計画書（1・2・3 表）、サービス利用票（兼居宅サービス計画）（第 6 表）、サービス利用票別表（第 7 表）について、国が示す介護サービス計画書の様式をもとにデータ交換規約インターフェイス標準仕様を作成した。居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所は、この標準仕様に準じて介護業務ソフト等から介護保険資格確認等 Web サービスを介した API 連携により、介護事業所間におけるデータ連携を行う。

居宅サービス計画書（1・2・3 表）、サービス利用票（兼居宅サービス計画）（第 6 表）【予定】、サービス利用票別表（第 7 表）については、居宅介護支援事業所にて介護業務ソフト等を用いた API 連携により、居宅サービス事業所宛てのデータとして、介護保険資格確認等 Web サービスへ送信する。居宅サービス事業所では、介護業務ソフト等を用いた API 連携により、介護保険資格確認等 Web サービスに照会をかけこのデータを取り込むことで、連携を実現する。サービス利用票（兼居宅サービス計画）（第 6 表）【実績】については、居宅サービス事業所にて介護業務ソフト等を用いた API 連携により、居宅介護支援事業所宛てのデータとして、介護保険資格確認等 Web サービスへ送信する。居宅介護支援事業所では、介護業務ソフト等を用いた API 連携により、介護保険資格確認等 Web サービスに照会をかけ、このデータを取り込むことで、データ連携を実現する。

また、居宅サービス計画書（1・2・3 表）原案、サービス利用票（兼居宅サービス計画）（第 6 表）、サービス利用票別表（第 7 表）について、マイナポータルを介して利用者から同意・確認の記録を取得する場合には、介護業務ソフト等を用いて、介護保険資格確認等 Web サービスを介した API 連携を行うことで、介護情報基盤へデータを登録する。なお、居宅サービス計画書（1・2・3 表）の原案について、マイナポータルで同意の記録を取得した場合、介護情報基盤上は交付用ケアプラン情報として取り扱われるため、交付用ケアプラン情報の登録を省略することができる。

原案に対し利用者から同意を取得し確定となった居宅サービス計画書（1・2・3 表）については、居宅介護支援事業所にて介護業務ソフト等による、介護保険資格確認等 Web サービスを介した API 連携により、介護情報基盤へデータを登録する。

各データ項目の詳細については、「5. 5. データ項目仕様について」を参照すること。

2.2 居宅介護支援に係るデータ連携の API

介護保険資格確認等 Web サービスに具備している、居宅介護支援に係るデータ連携の API は以下の通り。「送信・登録」、「受信」の API 種類に該当する API は、リクエストボディ部又はレスポンス部にケアプランデータの様式内容を含んでいる。（2.3 参照）

No	API名	API種類	API 説明	備考（APIの使用法 前提等）
1.事業所間連携				
1-①	送信API	送信・登録	送信先事業所を指定し、ケアプランデータを送信するAPI	・1回のAPIの呼び出しで、1つの送信先事業所、「送信様式種類コード」を指定する。（複数の送信先事業所に対しデータ連携する場合は、送信先事業所回数分のAPIが呼び出す。また、異なる「送信様式種類コード」のデータを送信する場合も、複数回APIが呼び出す） ・1回のAPIの呼び出しで、複数人のケアプランデータの連携が可能
1-②	受信API	受信	送信元事業所からの指定を受け、ケアプランデータを受信するAPI	・事前に介護ソフトで「1-④受信一覧API」を呼び出し、受信可能なデータ単位（※）、また対応する「データID」（介護WEBサービスで発番するID）を把握していることを前提とする。 ※送信APIの1回分のデータ送信単位に該当 ・1回のAPIの呼び出しで、1つ分の「データID」のデータを受信する。（複数の「データID」のデータを取得する場合、複数回APIを呼び出す）
1-③	送信一覧API	一覧取得	事業所間連携として送信したケアプランデータの一覧を取得するAPI	
1-④	受信一覧API	一覧取得	事業所間連携として受信可能なケアプランデータの一覧を取得するAPI	・各受信データについて、介護WEBサービスで発番する「データID」を付して、一覧形式で返却する
2.交付用登録				
2-①	交付用登録API	送信・登録	交付用ケアプランとして介護情報基盤に登録するAPI	・1回のAPIの呼び出しで、1人分、また1つの「送信様式種類コード」を指定する。（複数人分のケアプランデータを連携する場合には、複数回APIが呼び出す）
2-②	交付用登録データ一覧API	一覧取得	登録した交付用ケアプランの一覧を取得するAPI	
3.同意・確認用登録				
3-①	同意・確認用登録API	送信・登録	同意・確認用ケアプランとして介護情報基盤に登録するAPI	・1回のAPIの呼び出しで、1人分、また1つの「送信様式種類コード」を指定する。（複数人分のケアプランデータを連携する場合には、複数回APIが呼び出す）
3-②	同意・確認状況一覧API	一覧取得	登録した同意・確認用ケアプラン、また同意の取得状況の一覧を取得するAPI	

図表 2.2.1 居宅介護支援に係るデータ連携の API

2.3 API のフォーマット

各 API の共通仕様は、「介護保険資格確認等 WEB サービスとの連携における API 仕様書」の 3.3.1 を参照すること。居宅介護支援に係るデータ連携の各 API のフォーマットを「別紙 5-2 【ケアプランデータ】API フォーマット概要」に示す。「別紙 5-2 【ケアプランデータ】API フォーマット概要」に示すとおり、API 種類「送信・登録」、「受信」に該当する API におけるオブジェクト「被保険者ごとの情報」配下のフォーマットは、項目「送信様式種類コード」及び「受信様式種類コード」で指定する連携対象の様式種類により異なる。

2.4 送受信・登録 API 等で取り扱う様式データの一覧

送受信・登録 API 等で取り扱う居宅介護支援に係るデータの一覧は、以下の通りである。なお、列タイトルにある「送信様式種類コード/受信様式種類コード」、「送信様式種類名/受信様式種類名」は、オブジェクト「被保険者ごとの情報」配下のフォーマットの項目・コード値名称に該当する。

■事業所間連携用 API (送信API、受信API)

送信様式種類コード/ 受信様式種類コード	連携区分 コード	送信様式種類名/ 受信様式種類名	居宅介護支援事業所向け		居宅サービス事業所向け		(参考)Webサービスでの表示名
			送信API	受信API	送信API	受信API	
(1) 居宅サービス計画書							居宅サービス計画書 第1表 居宅サービス計画書 第2表 居宅サービス計画書 第3表 利用者補足情報
0101	－	送信_居宅サービス計画書/ 受信_居宅サービス計画書	○	－	－	○	
0102	－	削除_居宅サービス計画書 ※送信API・受信APIで名称は同じ	○	－	－	○	
(2) サービス利用票							サービス利用票 サービス利用票 (別表) 利用者補足情報
0103	－	送信_サービス利用票/ 受信_サービス利用票	○	－	－	○	
0104	－	削除_サービス利用票 ※送信API・受信APIで名称は同じ	○	－	－	○	
(3) サービス利用票 実績							サービス利用票_実績
0105	－	送信_サービス利用票_実績/ 受信_サービス利用票_実績	－	○	○	－	
0106	－	削除_サービス利用票_実績 ※送信API・受信APIで名称は同じ	－	○	○	－	

図表 2.4.1 事業所間連携用 API で取り扱う対象様式

(1)の受信に当たっては、居宅サービス事業所が作成する個別援助計画、福祉用具サービス計画書等の文書に居宅サービス計画 1 表等の記載内容が自動反映されることを想定している。

(2)の受信に当たっては、居宅介護支援事業所が作成する予定情報が、居宅サービス事業所が管理するサービス提供予定情報に自動反映されることを想定している。

(3)の受信に当たっては、居宅サービス事業所が作成する実績情報が、居宅介護支援事業所が管理するサービス利用票（提供票）の実績情報に自動反映されることを想定している。

■ 交付用登録 API

交付用登録 API で取り扱う居宅介護支援に係るデータの一覧は、以下の通りである。

○：対象 -：対象外

送信様式種類コード	連携区分コード	送信様式種類名	居宅介護支援事業所向け	(参考)Webサービスでの表示名
			交付用登録API	
(1) 居宅サービス計画書				
0101	－	送信_居宅サービス計画書	○	正式版で公開予定
0102	－	削除_居宅サービス計画書	正式版で公開予定	
(2) サービス利用票				
0103	－	送信_サービス利用票	－	
0104	－	削除_サービス利用票	－	
(3) サービス利用票 実績				
0105	－	送信_サービス利用票_実績	－	
0106	－	削除_サービス利用票_実績	－	

図表 2.4.2 交付用登録 API で取り扱う対象様式

■ 同意・確認用登録 API

同意・確認用登録 API で取り扱う居宅介護支援に係るデータの一覧は、以下の通りである。

図表 2.4.3 同意・確認用登録 API で取り扱う対象様式

○：対象 -：対象外

送信様式種類コード	連携区分コード	送信様式種類名	居宅介護支援事業所向け	(参考)Webサービスでの表示名
			同意・確認用登録API	
(1) 居宅サービス計画書				正式版で公開予定
0101	－	送信_居宅サービス計画書	○	
0102	－	削除_居宅サービス計画書	正式版で公開予定	
(2) サービス利用票				
0103	－	送信_サービス利用票	○	
0104	－	削除_サービス利用票	正式版で公開予定	
(3) サービス利用票 実績				
0105	－	送信_サービス利用票_実績	－	
0106	－	削除_サービス利用票_実績	－	

2.5 インターフェースデータの関係について

■事業所間連携用API（送信API、受信API）

本APIで連携されるインターフェースデータの関係について、「図表 2.5.1 ケアプランデータ連携インターフェースデータの関係」に示す。

図表 2.5.1 に示す「送信様式種類コード」、「受信様式種類コード」は、オブジェクト「被保険者ごとの情報」配下のフォーマットの項目のコード値に対応しており、オブジェクト「被保険者ごとの情報」配下には水色枠で指定される様式データを含める必要がある。（削除データの場合は、様式の紐づけに使用される各項目（保険者番号、被保険者番号、居宅サービス計画作成（変更）日等）が含まれる。）



図表 2.5.1 ケアプランデータ連携インターフェースデータの関係

■交付用登録API、同意・確認用登録API

本APIで連携されるインターフェースデータの関係については、図表 2.5.1 で示される各インターフェースデータの関係に準ずる。

2.6 インターフェースデータの処理順序について

送信・登録データの組み合わせに関わらず、繰り返されるオブジェクト「送信単位」の1つ目から順番に処理されることを想定する。

2.7 インターフェースデータの出力単位について

■ 事業所間連携用 API（送信 API、受信 API）

基本的には各帳票を印刷した際に記載される情報全てを利用者単位で出力する。但し、事業所間連携の場合は、連携対象外のサービスは除外する。第6表、第7表は利用者に提示する際の内容とし、送信先のサービス事業所に関わらず関係する全てのサービス事業所のサービスを出力する。

例：利用者Aの第6表＋第7表＋利用者補足情報を送信する。

利用者Aはサービス事業所Xとサービス事業所Yからサービスを受けており、サービス事業所Xへ送信する場合

利用者Aの第6表、第7表にはサービス事業所Xおよびサービス事業所Yの情報が記載されるため、送信データには、サービス事業所Xとサービス事業所Yの情報を含める。第6表、第7表に連携対象外のサービス種類が含まれる場合は、そのサービスのレコードは生成しない。

送信データに含める利用者は任意とする。但し、送信先事業所に関係ない利用者については、オブジェクト「事業所間連携情報」において、送信先となる「送信先事業所情報」に対して、オブジェクト「対象被保険者・ケアプラン」で当該利用者のデータは指定しない制御が行われる想定とする。

例：利用者Aはサービス事業所Xとサービス事業所Yからサービスを受ける

利用者Bはサービス事業所Xとサービス事業所Zからサービスを受ける

利用者Cはサービス事業所Wから連携対象外のサービスを受ける

サービス事業所Xへ送信するデータには、利用者Aと利用者Bの情報を送信することができる。

※利用者A、利用者Bの両方の送信だけでなく、利用者Aのみ、利用者Bのみの送信もできる。

サービス事業所Yへ送信するデータには、利用者Aの情報のみ送信することができる。

サービス事業所Zへ送信するデータには、利用者Bの情報のみ送信することができる。

利用者Cは連携対象外のサービスしか存在しないため、送信データを作成することができない。

■ 交付用登録 API、同意・確認用登録 API

基本的には各帳票を印刷した際に記載される情報全てを利用者単位で出力し、対象となるすべてのサービスを介護情報基盤に連携する。

2.8 交付用登録 API、同意・確認用登録 API の利用に係る制約

交付用登録 API、同意・確認用登録 API によるデータ登録に当たっては、登録対象の被保険者が所属する保険者が、介護情報基盤に移行していることが条件となるため留意すること。

また、当該被保険者のケアプランであることの正確性を担保するため、介護保険事務システムから介護情報基盤に登録される介護被保険者証情報の以下項目を用いた照合による正確性の確認が行われる。

- 保険者番号
- 被保険者番号
- 生年月日
- 性別

交付用登録 API、同意・確認用登録 API の項目のうち、介護被保険者証情報との突合に用いられる対象項目は下表のとおり。

交付用登録API

※オブジェクト「被保険者ごとの情報」内の項目が対象。No・項目名は、「別紙 2 - 2 - 2. 送信様式レイアウト」の記載に対応。

送信様式種類コード	連携区分コード	送信様式種類名	介護被保険者証情報との突合対象項目 ※	(参考)Webサービスでの表示名
(1) 居宅サービス計画書				
0101	—	送信_居宅サービス計画書	No2 保険者番号 No3 被保険者番号 No5 利用者性別 No6 利用者生年月日	正式版で公開予定

同意・確認用登録API

※オブジェクト「被保険者ごとの情報」内の項目が対象。No・項目名は、「別紙 2 - 2 - 2. 送信様式レイアウト」の記載に対応。

送信様式種類コード	連携区分コード	送信様式種類名	介護被保険者証情報との突合対象項目 ※	(参考)Webサービスでの表示名
(1) 居宅サービス計画書				正式版で公開予定
0101	－	送信_居宅サービス計画書	No2 保険者番号 No3 被保険者番号 No5 利用者性別 No6 利用者生年月日	
(2) サービス利用票				
0103	－	送信_サービス利用票	No2 保険者番号 No3 被保険者番号 No5 利用者性別 No6 利用者生年月日	

図表 2.8.1 正確性確認に使用される項目

3. 介護予防支援等に係るデータ交換規約インターフェイス標準仕様について

3.1 概要

介護予防支援等の様式については、「地域支援事業の実施について」（最終改正 令和 7 年 7 月 17 日 老発 0717 第 5 号）により示しているところである。介護予防支援等の様式のうち、データ連携が有効である、利用者基本情報、介護予防サービス・支援計画書について国が示す様式をもとにデータ交換規約インターフェイス標準仕様を作成するとともに、サービス利用票については居宅サービス計画書第 6 表、第 7 表を適宜簡略化して利用している場合を想定した標準様式が示されている。地域包括支援センター等と介護予防・総合事業サービス事業所は、この標準仕様に準じて介護業務ソフト等から介護保険資格確認等 Web サービスを介した API 連携により、データ連携を行う。

地域包括支援センターや介護予防支援の指定を受けている居宅介護支援事業所の「委託なし」については、利用者基本情報、介護予防サービス・支援計画書、サービス利用票については、地域包括支援センター等にて介護業務ソフト等を用いた API 連携により、介護予防・総合事業サービス事業所宛てのデータとして、介護保険資格確認等 Web サービスへ送信する。介護予防・総合事業サービス事業所では、介護業務ソフト等を用いた API 連携により、介護保険資格確認等 Web サービスに照会をかけたこのデータを取り込むことで、連携を実現する。サービス利用票・実績については、介護予防・総合事業サービス事業所にて介護業務ソフト等を用いた API 連携により、地域包括支援センター等宛てのデータとして、介護保険資格確認等 Web サービスへ送信する。地域包括支援センター等では、介護業務ソフト等を用いた API 連携により、介護保険資格確認等 Web サービスに照会をかけたこのデータを取り込むことで、連携を実現する。

地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所の「委託あり」については、利用者基本情報、介護予防サービス・支援計画書を地域包括支援センターで作成した場合は、地域包括支援センターにて介護業務ソフト等を用いた API 連携により、居宅介護支援事業所宛てのデータとして、介護保険資格確認等 Web サービスへ送信する。居宅介護支援事業所では介護業務ソフト等を用いた API 連携により、介護保険資格確認等 Web サービスに照会をかけたこのデータを取り込む。居宅介護支援事業所からも同様のスキームで、介護予防・総合事業サービス事業所へデータを連携する。利用者基本情報、介護予防サービス・支援計画書を委託先の居宅介護支援事業所で作成した場合は、居宅介護支援事業所にて介護業務ソフト等を用いた API 連携により、介護予防・総合事業サービス事業所宛てのデータとして介護保険資格確認等 Web サービスへ送信する。また、地域包括支援センター宛てに提出する際にも、同様のスキームでデータを連携する。地域包括支援センター・介護予防・総合事業サービス事業所では、介護保険資格確認等 Web サービスに照会をかけたこのデータを取り込むことによってデータの連携を実現する。サービス利用票・実績については、介護予防・総合事業サービス事業所にて介護業務ソフト等を用いた API 連携により、委託先の居宅介護支援事業所宛てのデータとして介護保険資格確認等 Web サービスへ送信する。居宅介護支援事業所では介護保険資格確認等 Web サービスに照会をかけたこのデータを取り込んだうえで、同スキームで、地域包括支援センターへサービス利用票・予定と実績データを連携する。

原案に対し利用者から同意を取得し確定となった介護予防サービス・支援計画書については、地域包括支援センターもしくは居宅介護支援事業所にて介護業務ソフト等による、介護保険資格確認等 Web サービスを介した API 連携により、介護情報基盤へデータを登録する。

また、原案の介護予防サービス・支援計画書、また交付前のサービス利用票・サービス利用票別表について、利用者からマイナポータルによる同意・確認の取得を希望する場合には、介護業務ソフト等を用いて、介護保険資格確認等 Web サービスを介した API 連携を行うことで、介護情報基盤へデータを登録する。なお、介護予防サービス・支援計画書の原案について、マイナポータルで同意の記録を取得した場合、介護情報基盤上は交付用ケアプラン情報として取り扱われるため、交付用ケアプラン情報の登録を省略することができる。

データ項目の詳細については、「5. 5. データ項目仕様について」を参照すること。

3.2 介護予防支援等に係るデータ連携の API

介護保険資格確認等 Web サービスに具備している、介護予防支援等に係るデータ連携の API は居宅介護支援等に係るデータ連携と同様となる。詳細は 2.2 を参照すること。

3.3 API のフォーマット

介護予防支援等に係るデータ連携の各 API のフォーマットは、居宅介護支援等に係るデータ連携と同様となる。詳細は、2.3 を参照すること。

3.4 送受信・登録 API 等で取り扱う様式データの一覧

送受信・登録 API 等で取り扱う介護予防支援等に係るデータの一覧は、以下の通りである。列タイトルにある「送信様式種類コード/受信様式種類コード」、「送信様式種類名/受信様式種類名」は、オブジェクト「被保険者ごとの情報」配下のフォーマットの項目・コード値名称に該当する。なお、下表の項目「連携データ区分」により、連携データが「（１）利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書」の「■利用者基本情報」のみか、「■介護予防サービス支援・計画書」のみか、「■利用者基本情報」、「■介護予防サービス支援・計画書」の両方であるかを指定する。

○：対象　－：対象外

送信様式種類コード/ 受信様式種類コード	連携区分 コード	送信様式種類名/ 受信様式種類名	地域包括支援センター等向け		居宅介護支援事業所向け		介護予防・総合事業 サービス事業所向け		(参考)Webサービスでの表示名	
			送信API	受信API	送信API	受信API	送信API	受信API		
(1) 利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書										
0201	01	送信_利用者基本情報・介護予 防サービス・支援計画書/ 受信_利用者基本情報・介護予 防サービス・支援計画書	○	○	○	○	－	○	正式版で公開予定	
	02		○	○	○	○	－	○		
	03		○	○	○	○	－	○		
0202	01	削除_利用者基本情報・介護予 防サービス・支援計画書 送信API・受信APIで名称は同じ	○	○	○	○	－	○		
	02		○	○	○	○	－	○		
	03		○	○	○	○	－	○		
(2) サービス利用票										
0103	－	送信_サービス利用票	○	－	○	－	－	○		
0104	－	削除_サービス利用票 送信API・受信APIで名称は同じ	○	－	○	－	－	○		
(3) サービス利用票 実績										
0105	－	送信_サービス利用票_実績/ 受信_サービス利用票_実績	－	○	○	○	○	－		
0106	－	削除_サービス利用票_実績 送信API・受信APIで名称は同じ	－	○	○	○	○	－		

図表 3.4.1 事業所間連携用 API で取り扱う対象様式

(1)の受信に当たっては、介護予防・総合事業サービス事業所が作成する個別援助計画等の文書に支援計画書等の記載内容が自動反映されることを想定している。

(2)の受信に当たっては、地域包括支援センター等または居宅介護支援事業所が作成した予定情報が、

介護予防・総合事業サービス事業所が管理するサービス提供予定情報に自動反映されることを想定している。委託ありの場合は、居宅介護支援事業所が作成した予定情報が、地域包括支援センター等が管理する予定情報に自動反映されること等を想定している。

(3)の受信に当たっては、介護予防・総合事業サービス事業所が作成した実績情報が、地域包括支援センター等または居宅介護支援事業所が管理する実績情報に自動反映されること等を想定している。

■交付用登録API

交付用登録 API で取り扱う護予防支援等に係るデータの一覧は、以下の通りである。

○：対象 -：対象外

送信様式種類コード/ 受信様式種類コード	連携区分 コード	送信様式種類名/ 受信様式種類名	地域包括支援センター等向け	居宅介護支援事業所向け	(参考)Webサービスでの表示名	
			交付用登録API	交付用登録API		
(1) 利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書						
0201	01	送信_利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書/ 受信_利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書	—	—	正式版で公開予定	
	02		—	—		
	03		○	○		
0202	01	削除_利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書 送信API・受信APIで名称は同じ	—	—		
	02		—	—		
	03		正式版で公開予定			
(2) サービス利用票						
0103	—	送信_サービス利用票	—	—		
0104	—	削除_サービス利用票 送信API・受信APIで名称は同じ	—	—		
(3) サービス利用票 実績						
0105	—	送信_サービス利用票_実績/ 受信_サービス利用票_実績	—	—		
0106	—	削除_サービス利用票_実績 送信API・受信APIで名称は同じ	—	—		

図表 3.4.2 交付用登録 API で取り扱う対象様式

■同意・確認用登録 API

同意・確認用登録 API で取り扱う介護予防支援に係るデータの一覧は、以下の通りである。

送信様式種類コード/ 受信様式種類コード	連携区分 コード	送信様式種類名/ 受信様式種類名	地域包括支援センター等向け	居宅介護支援事業所向け	(参考)Webサービスでの表示名	
			交付用登録API	交付用登録API		
(1) 利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書						
0201	01	送信_利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書/ 受信_利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書	—	—	正式版で公開予定	
	02		—	—		
	03	正式版で公開予定				
0202	01	削除_利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書 送信API・受信APIで名称は同じ	—	—		
	02		—	—		
	03	正式版で公開予定				
(2) サービス利用票						
0103	—	送信_サービス利用票	○	○		
0104	—	削除_サービス利用票 送信API・受信APIで名称は同じ	正式版で公開予定			
(3) サービス利用票 実績						
0105	—	送信_サービス利用票_実績/ 受信_サービス利用票_実績	—	—		
0106	—	削除_サービス利用票_実績 送信API・受信APIで名称は同じ	—	—		

図表 3.4.3 同意確認用登録APIで取り扱う対象様式

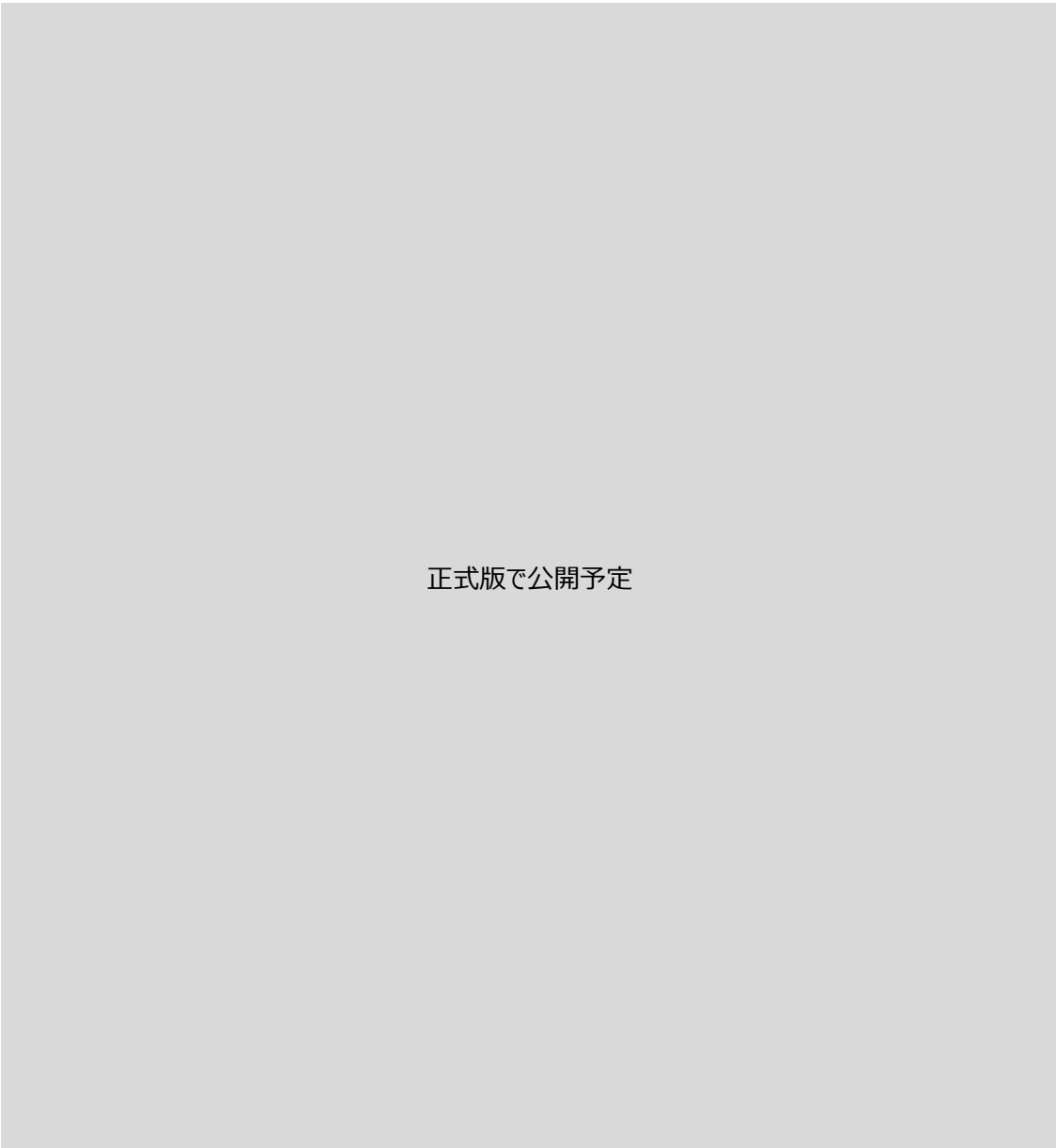
3.5 インターフェースデータの関係について

■事業所間連携用API（送信API、受信API）

本APIで連携されるインターフェースデータの関係について、「図表 3.5.1 ケアプランデータ連携インターフェースデータの関係」に示す。

図表 3.5.1 に示す「送信様式種類コード」、「受信様式種類コード」は、オブジェクト「被保険者ごとの情報」配下のフォーマットの指定コードに対応しており、オブジェクト「被保険者ごとの情報」配下には水色枠で指定される様式データを含める必要がある。（削除データについては、様式の紐づけ項目が含まれる。）

ただし、利用者基本情報及び介護予防サービス・支援計画書については、互いにセットの連携とすることも、いずれか単独の連携とすることも許容する。



正式版で公開予定

図表 3.5.1 ケアプランデータ連携インターフェースファイルの関係

■ 交付用登録 API、同意・確認用登録 API

本 API で連携されるインターフェースデータの関係については、図表 3.5.1 で示される各インターフェースデータの関係に準ずる。ただし、利用者基本情報及び介護予防サービス・支援計画書については、事業所間連携用 API とは異なり、必ず互いにセットで連携をしないとならない。また、家族構成画像ファイルは連携対象外とする。

3.6 インターフェースデータの処理順序について

送信・登録データの組み合わせに関わらず、繰り返されるオブジェクト「送信単位」の 1 ブロック目から順番に処理されることを想定する。

3.7 インターフェースデータの出力単位について

■事業所間連携用API（送信API、受信API）

基本的には各帳票を印刷した際に記載される情報全てを利用者単位で出力する。但し、連携対象外のサービスは除外する。サービス利用票、サービス利用票別表は利用者に提示する際の内容とし、送信先のサービス事業所に関わらず関係する全てのサービス事業所のサービスを出力する。

例：利用者Aのサービス利用票+サービス利用票別表+利用者補足情報を送信する。

利用者Aはサービス事業所Xとサービス事業所Yからサービスを受けており、サービス事業所Xへ送信する場合

利用者Aのサービス利用票、サービス利用票別表にはサービス事業所Xおよびサービス事業所Yの情報が記載されるため、送信データには、サービス事業所Xとサービス事業所Yの情報を含める。サービス利用票、サービス利用票別表に連携対象外のサービス種類が含まれる場合は、そのサービスのレコードは生成しない。

送信データに含める利用者は任意とする。但し、送信先事業所に関係ない利用者については、オブジェクト「事業所間連携情報」において、送信先となる「送信先事業所情報」に対して、オブジェクト「対象被保険者・ケアプラン」で当該利用者のデータは指定しない制御が行われる想定とする。

例：利用者Aはサービス事業所Xとサービス事業所Yからサービスを受ける

利用者Bはサービス事業所Xとサービス事業所Zからサービスを受ける

利用者Cはサービス事業所Wから連携対象外のサービスを受ける

サービス事業所Xへ送信するデータには、利用者Aと利用者Bの情報を送信することができる。

※利用者A，利用者Bの両方の送信だけでなく、利用者Aのみ、利用者Bのみの送信もできる。

サービス事業所Yへ送信するデータには、利用者Aの情報のみ送信することができる。

サービス事業所Zへ送信するデータには、利用者Bの情報のみ送信することができる。

利用者Cは連携対象外のサービスしか存在しないため、送信データを作成することができない。

■交付用登録API、同意・確認用登録API

基本的には各帳票を印刷した際に記載される情報全てを利用者単位で出力し、対象となるすべてのサービスを介護情報基盤に連携する。

3.8 交付用登録 API、同意・確認用登録 API の利用に係る制約

交付用登録 API、同意・確認用登録 API によるデータ登録に当たっては、登録対象の被保険者が所属する保険者が、介護情報基盤に移行していることが条件となるため留意すること。

また、当該被保険者のケアプランであることの正確性を担保するため、介護保険事務システムから介護情報基盤に登録される介護被保険者証情報の以下項目を用いた照合による正確性の確認が行われる。

- 保険者番号
- 被保険者番号
- 生年月日
- 性別

交付用登録 API、同意・確認用登録 API の項目のうち、介護被保険者証情報との突合に用いられる対象項目は下表のとおり。

※オブジェクト「被保険者ごとの情報」内の項目が対象。No・項目名は、「別紙 2 - 2 - 2. 送信様式レイアウト」の記載に対応。

送信様式種類コード	連携区分コード	送信様式種類名/ 受信様式種類名	介護被保険者証情報との突合対象項目 ※	(参考)Webサービスでの表示名
(1) 利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書				
0201	03	送信_利用者基本情報・介護 予防サービス・支援計画書/ 受信_利用者基本情報・介護 予防サービス・支援計画書	No2 保険者番号 No3 被保険者番号 No4 利用者性別 No5 利用者生年月日	正式版で公開予定

※オブジェクト「被保険者ごとの情報」内の項目が対象。No・項目名は、「別紙 2 - 2 - 2. 送信様式レイアウト」の記載に対応。

送信様式種類コード	連携区分コード	送信様式種類名	介護被保険者証情報との突合対象項目 ※	(参考)Webサービスでの表示名
(1) 利用者基本情報・介護予防サービス・支援計画書				正式版で公開予定
0201	03	送信_利用者基本情報・介護 予防サービス・支援計画書/ 受信_利用者基本情報・介護 予防サービス・支援計画書	No2 保険者番号 No3 被保険者番号 No4 利用者性別 No5 利用者生年月日	
(2) サービス利用票				
0103	－	送信_サービス利用票	No2 保険者番号 No3 被保険者番号 No5 利用者性別 No6 利用者生年月日	

図表 3.8.1 正確性確認に使用される項目

4. 施設介護サービス等に係るデータ交換規約インターフェイス標準仕様について

4.1 概要

施設介護サービス等の様式については、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（最終改正 令和 6 年 7 月 4 日 老認発 0704 第 1 号）により示しているところである。介護情報基盤稼働に伴い、施設介護サービス等の様式のうち、施設サービス計画書 1 ～ 4 表について、国が示す様式をもとに介護情報基盤への連携に係るインターフェイス標準仕様を作成した。

施設サービス事業所等においては、この標準仕様に準じて、原案に対し利用者から同意を取得し確定となった施設サービス計画書（1 ～ 4 表）については、施設サービス事業所にて介護業務ソフト等による、介護保険資格確認等 Web サービスを介した API 連携により、介護情報基盤へデータを登録する。

また、原案の施設サービス計画書（1 ～ 4 表）について、マイナポータルを介して利用者から同意・確認の記録を取得する場合には、介護業務ソフト等を用いて、介護保険資格確認等 Web サービスを介した API 連携を行うことで、介護情報基盤へデータを登録する。なお、施設サービス計画書（1 ～ 4 表）の原案について、マイナポータルで同意の記録を取得した場合、介護情報基盤上は交付用ケアプラン情報として取り扱われるため、交付用ケアプラン情報の登録を省略することができる。

データ項目の詳細については、「5. 5. データ項目仕様について」を参照すること。

4.2 施設介護サービス等に係るデータ連携の API

介護保険資格確認等 Web サービスに具備している、施設介護サービス等に係るデータ連携の API は居宅介護支援等に係るデータ連携のうち、「2. 交付用登録」、「3. 同意・確認用登録」の API が対象となる。詳細は 2.2 を参照すること。

4.3 API のフォーマット

施設介護サービス等に係るデータ連携の各 API のフォーマットは、居宅介護支援等に係るデータ連携と同様となる。詳細は、2.3 を参照すること。

4.4 送受信・登録 API 等で取り扱う様式データの一覧

送受信・登録 API 等で取り扱う施設介護サービス等に係るデータの一覧は、以下の通りである。なお、列タイトルにある「送信様式種類コード/受信様式種類コード」、「送信様式種類名/受信様式種類名」は、オブジェクト「被保険者ごとの情報」配下のフォーマットの項目・コード値名称に該当する。

■交付用登録API

交付用登録 API で取り扱う施設介護サービス等に係るデータの一覧は、以下の通りである。

○：対象　－：対象外				
送信様式種類コード	連携区分コード	送信様式種類名/ 受信様式種類名	施設サービス事業所向け	(参考)Webサービスでの表示名
			交付用登録API	
(１)施設サービス計画書				
0301	－	送信_施設サービス計画書	○	正式版で公開予定
0302	－	削除_施設サービス計画書	○	

図表 4.4.1 交付用登録 API で取り扱う対象様式

■同意・確認用登録API

同意・確認用登録 API で取り扱う施設サービス介護等に係るデータの一覧は、以下の通りである。

○：対象　－：対象外				
送信様式種類コード	連携区分コード	送信様式種類名/ 受信様式種類名	施設サービス事業所向け	(参考)Webサービスでの表示名
			同意・確認用登録API	
(1) 施設サービス計画書				
0301	－	送信_施設サービス計画書	○	正式版で公開予定
0302	－	削除_施設サービス計画書	○	

図表 4.4.2 同意・確認用登録API で取り扱う対象様式

4.5 インターフェースデータの関係について

■ 交付用登録 API、同意・確認用登録 API

本 API で連携されるインターフェースデータの関係について、「図表 3.5.1 ケアプランデータ連携インターフェースデータの関係」に示す。

図表 4.5.1 に示す「送信様式種類コード」は、オブジェクト「被保険者ごとの情報」配下のフォーマットの指定コードに対応しており、オブジェクト「被保険者ごとの情報」配下には水色枠で指定される様式データを含める必要がある。（削除データについては、様式の紐づけ項目が含まれる。）



図表 4.5.1 ケアプランデータ連携インターフェースファイルの関係

4.6 インターフェースデータの出力単位について

基本的には各帳票を印刷した際に記載される情報全てを利用者単位で出力する。但し、連携対象外のサービスは除外する。

4.7 交付用登録 API、同意・確認用登録 API の利用に係る制約

交付用登録 API、同意・確認用登録 API によるデータ登録に当たっては、登録対象の被保険者が所属する保険者が、介護情報基盤に移行していることが条件となるため留意すること。

また、当該被保険者のケアプランであることの正確性を担保するため、介護保険事務システムから介護情報基盤に登録される介護被保険者証情報の以下項目を用いた照合による正確性の確認が行われる。

- 保険者番号
- 被保険者番号
- 生年月日
- 性別

交付用登録 API、同意・確認用登録 API の項目のうち、介護被保険者証情報との突合に用いられる対象項目は下表のとおり。

交付用登録API

※No・項目名は、「別紙 2 - 2 - 2. 送信様式レイアウト項目」の記載に対応。

送信様式種類コード	連携区分コード	送信様式種類名	介護被保険者証情報との突合対象項目 ※	(参考)Webサービスでの表示名
(1) 施設サービス計画書				
0301	—	送信_施設サービス計画書	No2 保険者番号 No3 被保険者番号 No5 利用者性別 No6 利用者生年月日	正式版で公開予定

同意・確認用登録API

※オブジェクト「被保険者ごとの情報」内の項目が対象。No・項目名は、「別紙 2 - 2 - 2. 送信様式レイアウト項目」の記載に対応。

送信様式種類コード	連携区分コード	送信様式種類名	介護被保険者証情報との突合対象項目 ※	(参考)Webサービスでの表示名
(1) 施設サービス計画書				
0301	—	送信_施設サービス計画書	No2 保険者番号 No3 被保険者番号 No5 利用者性別 No6 利用者生年月日	正式版で公開予定

図表 4.7.1 正確性確認に使用される項目

5. データ項目仕様について

5.1 項目一覧

各 API のインターフェースデータ項目の仕様は、「別紙 2-2-1. API 仕様書（ケアプランデータ連携）」を参照すること。

5.2 データ形式

JSON 形式とする。

5.3 文字コード

正式版で公開予定

5.4 オブジェクト配列における Null の定義

本標準仕様では、オブジェクト配列項目において、値が null の場合は、要素を持たない配列（[]）と同等の扱いとする。受信側および保存処理においては、null は空配列として正規化して処理すること。

5.5 リクエストボディサイズの制限

正式版で公開予定

5.6 ファイル送信方式

application/json によるファイル送信では、各ファイルを Base64 エンコードした文字列として送信するものとする。

6. 運用に応じたデータの流れについて

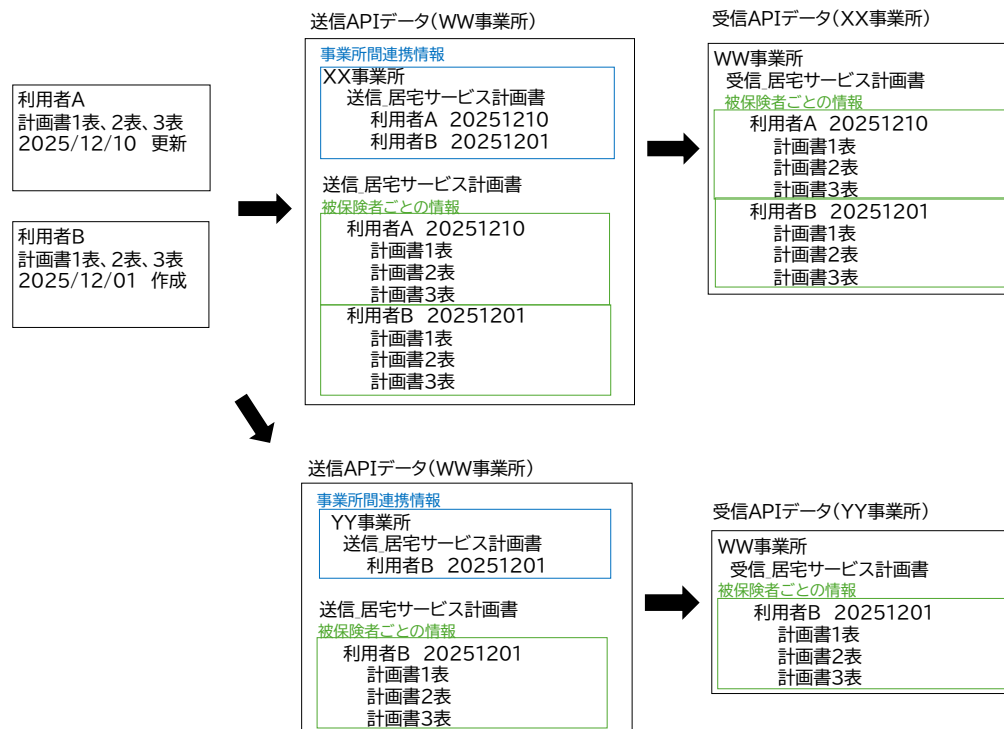
6.1 居宅介護支援に係るデータ交換規約インターフェイス標準仕様の流れについて

6.1.1 居宅介護支援事業所から居宅サービス事業所へデータ連携を行う場合

6.1.1.1 居宅サービス計画書作成・更新時

各サービスにおける計画書は居宅サービス計画書をもとに作成することとされていることを踏まえ、計画書 1 表、計画書 2 表、計画書 3 表は、居宅サービス計画書を作成・更新した際にサービス事業所へ配布する際に送信することを想定する。送信タイミングは任意とする。居宅サービス事業所における取込時は、受信した居宅サービス計画書から各サービス計画書の該当箇所に転記されることを想定する。居宅サービス計画書の更新時は、先に送信した計画書について 6.1.1.2 で定める取り下げの処理を行う必要はない。

<データ送受信例>

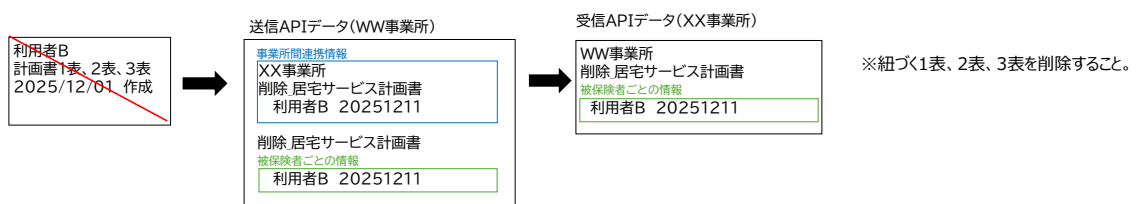


6.1.1.2 居宅サービス計画書を取り下げる場合

計画書をサービス事業所に送信したものの何かしらの理由で取り下げる場合に削除データを送信する。取り下げ先の事業所に電話等で連絡し、オフラインで計画書の取り下げをする運用も可能とし、必ずしも取り下げ時に削除データを送信する必要はない。

<データ送受信例>

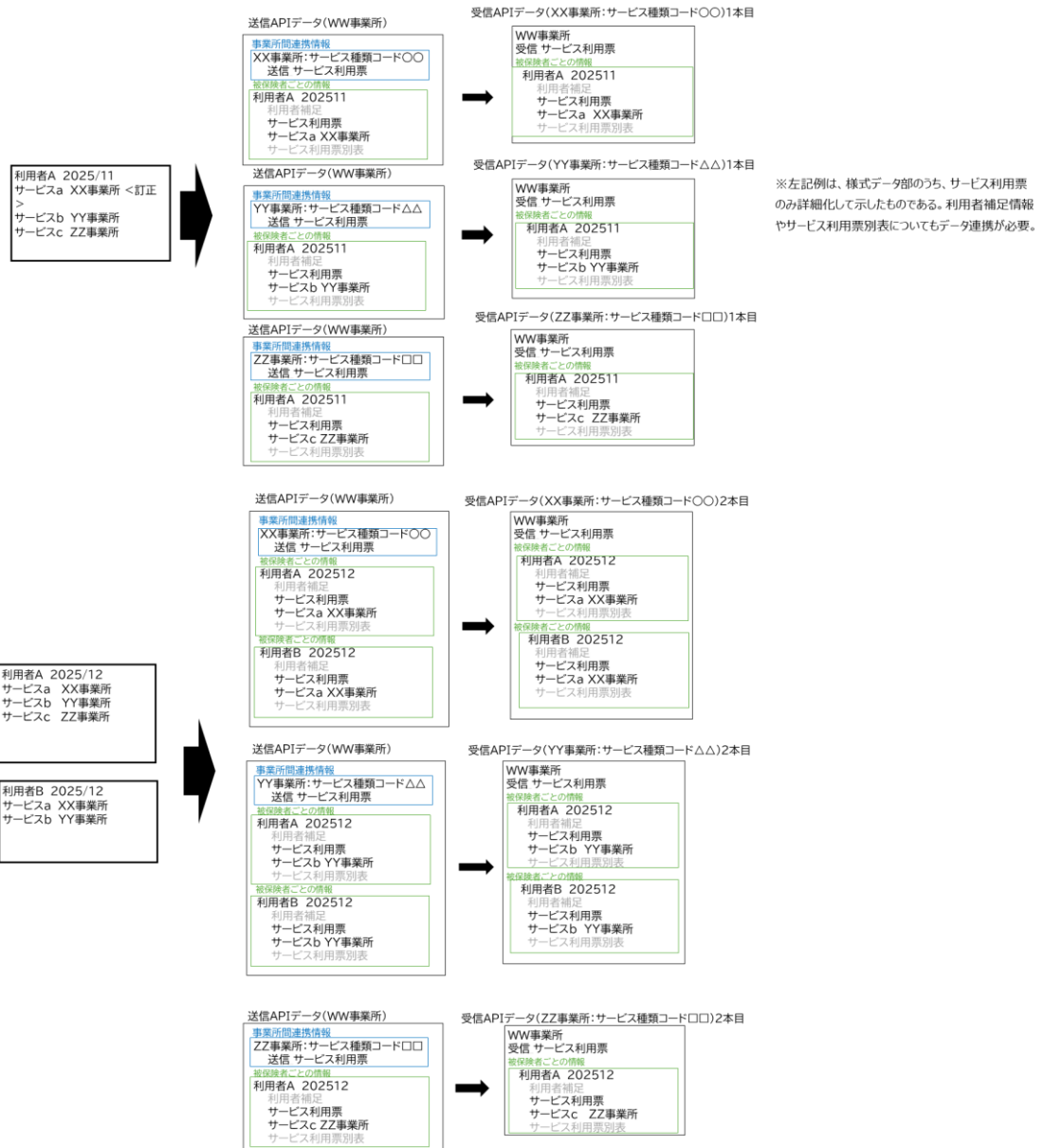
下記の計画書をXX事業所に送信したが、その送信を取り下げる場合



6.1.1.3 利用票（6表、7表）作成・変更時

利用票を送信する場合は提供年月毎にファイルを作成する。月の下旬に翌月の利用票と当月の変更分を送信する場合は、下図のとおりに送信API・受信APIで送受信する。対象年月が異なる場合でも送信APIデータとしては1つにまとめて送信してもよい。利用票の更新（変更）時は、先に送信した提供票について6.1.1.4に定める取り下げ処理を行う必要はない。

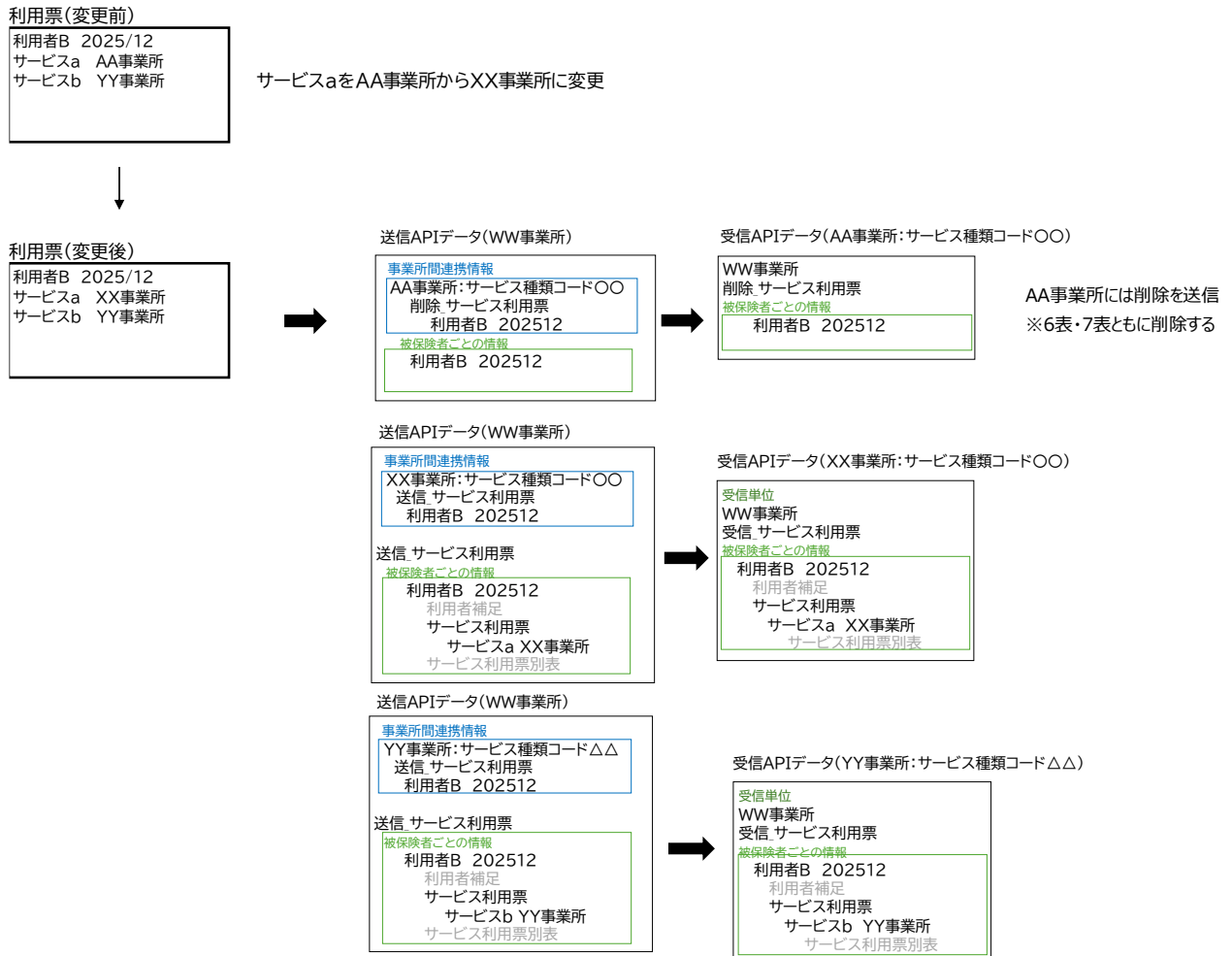
<データ送受信例>



6.1.1.4 利用票を取り下げる場合

利用票をサービス事業所に送信したものの、当該提供月において、当該事業所での全てのサービス提供の予定が無くなった場合等に削除データを送信する。取り下げ先の事業所に電話等で連絡し、オフラインで利用票の取り下げをする運用も可能とし、必ずしも取り下げ時に削除データを送信する必要はない。

<データ送受信例>



6.1.2 居宅サービス事業所から居宅介護支援事業所へ連携を行う場合

6.1.2.1 実績票作成・更新時

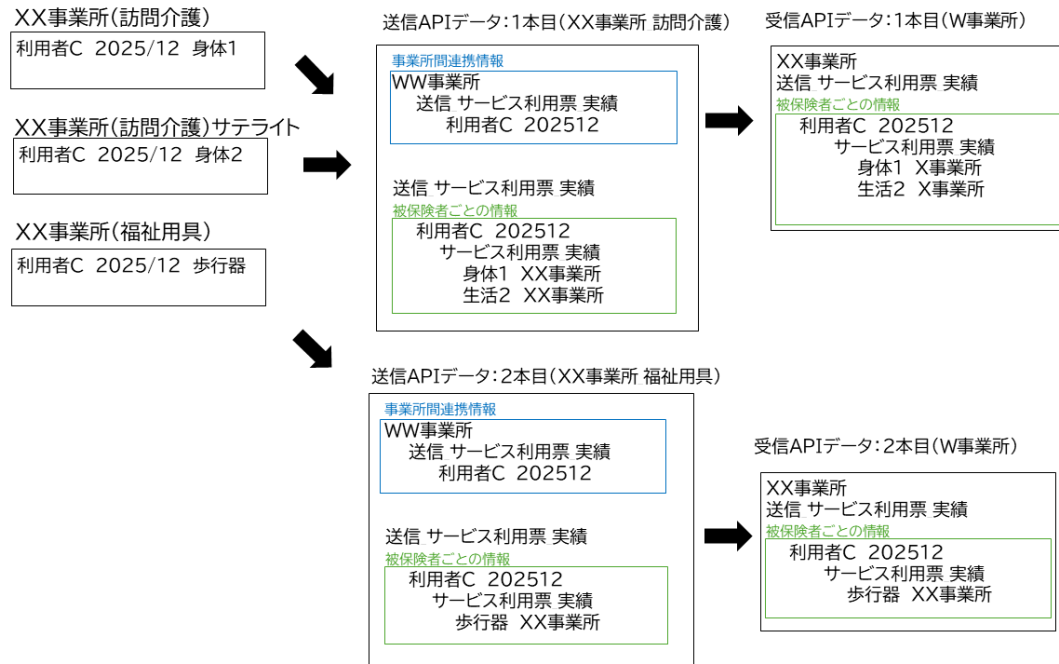
実績票を送信する場合は提供票毎、サービス種類コード+事業所番号毎にまとめ送信する。

※ サテライトの場合、複数拠点の実績を1つのデータにまとめる必要がある。

※ 1拠点サービスで実績訂正があった場合、全拠点サービス分の情報を送信する。

→複数サービスを1データで送信していた場合、実績を訂正する際は複数サービス分全てを送信する。

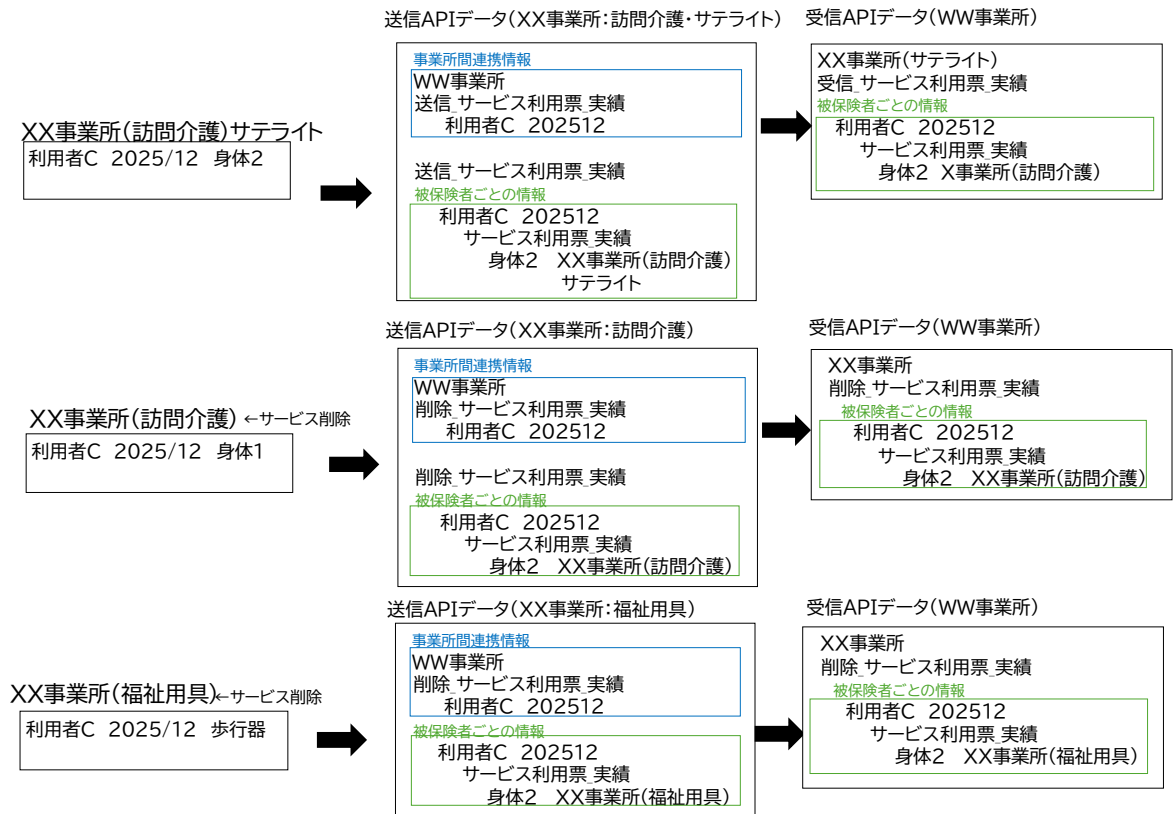
<データ送受信例>



6.1.2.2 実績票を取り下げる場合

実績を居宅介護支援事業所に送信したもののその内容を取り下げる場合に削除データを送信する。削除はサービス種類毎に行う。取り下げ先の事業所に電話等で連絡し、オフラインで実績票の取り下げをする運用も可能とし、必ずしも取り下げ時に削除データを送信する必要はない。

<データ送受信例>



6.1.3 交付用登録、同意・確認用登録を行う場合

交付用登録、同意・確認用登録として登録したケアプランデータは、介護情報基盤では履歴として積み重ね登録される。

削除等の取り扱いについて正式版で公開予定

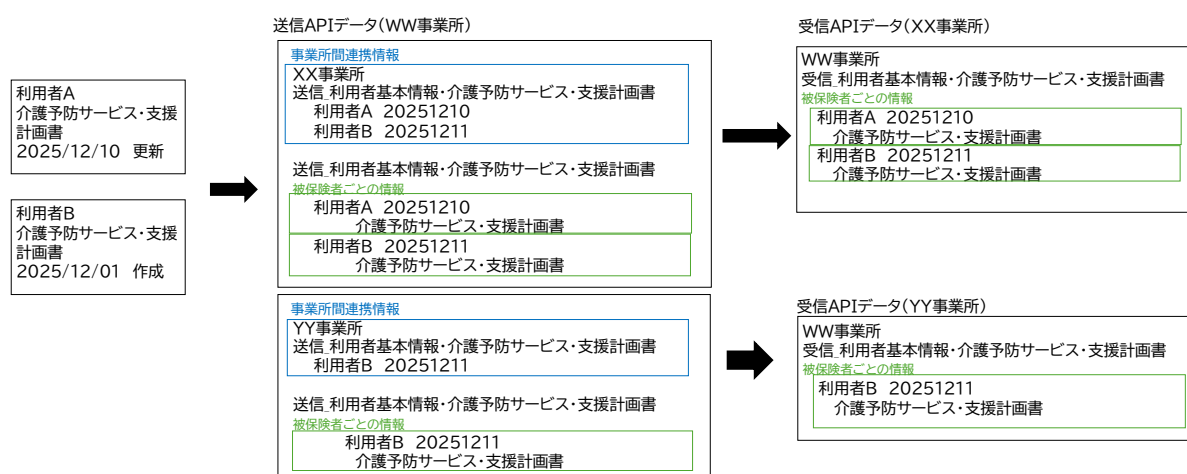
6.2 介護予防支援等に係るデータ交換規約インターフェイス標準仕様の流れについて

6.2.1 地域包括支援センター等から介護予防・総合事業サービス事業所へデータ連携を行う場合

6.2.1.1 介護予防サービス・支援計画書作成・更新時

地域包括支援センターや介護予防支援の指定を受けている居宅介護支援事業所、もしくは地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所（地域包括支援センター等）にて介護予防サービス・支援計画書を作成・更新した際に介護予防・総合事業サービス事業所へ配布する際に送信することを想定する。送信タイミングは任意とする。介護予防・総合事業サービス事業所における取込時は、受信した介護予防サービス・支援計画書から各サービス計画書の該当箇所に転記されることを想定する。介護予防サービス・支援計画書の更新時は、先に送信した計画書について 6.2.1.2 で定める取り下げの処理を行う必要はない。

<データ送受信例>

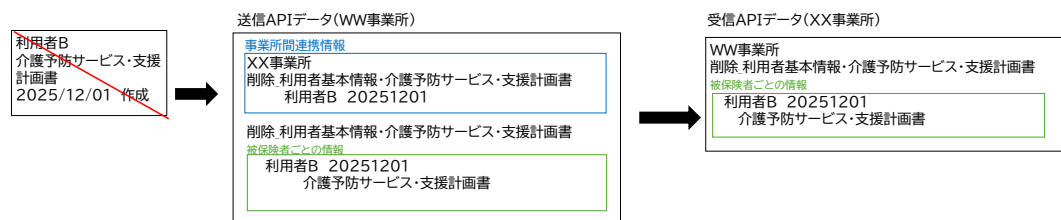


6.2.1.2 介護予防サービス・支援計画書を取り下げる場合

介護予防サービス・支援計画書を介護予防・総合事業サービス事業所に送信したものの何かしらの理由で取り下げる場合に削除データを送信する。取り下げ先の事業所に電話等で連絡し、オフラインで計画書の取り下げをする運用も可能とし、必ずしも取り下げ時に削除データを送信する必要はない。

<データ送受信例>

下記の計画書をXXX事業所に送信したが、その送信を取り下げる場合

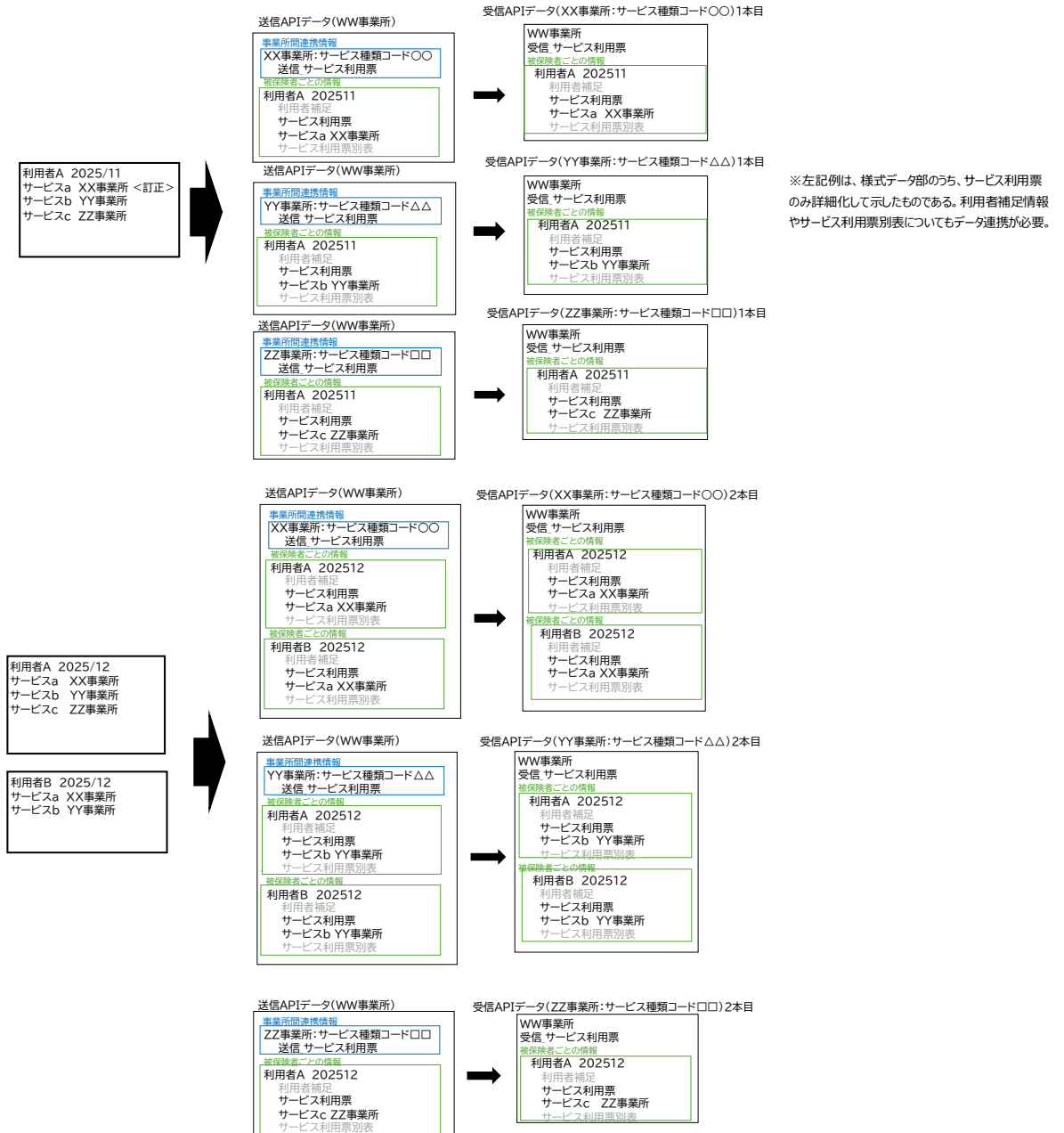


※介護予防・サービス支援計画書削除を受信した場合は、介護予防・サービス支援計画書別表も連動して削除すること。

6.2.1.3 利用票、利用票別表作成・変更時

利用票を送信する場合は提供年月毎にファイルを作成する。月の下旬に翌月の利用票と当月の変更分を送信する場合は、下図のとおり送信API・受信APIで送受信する。対象年月が異なる場合でも送信APIデータとしては1つにまとめて送信してもよい。利用票の更新（変更）時は、先に送信した提供票について6.2.1.4に定める取り下げ処理を行う必要はない。

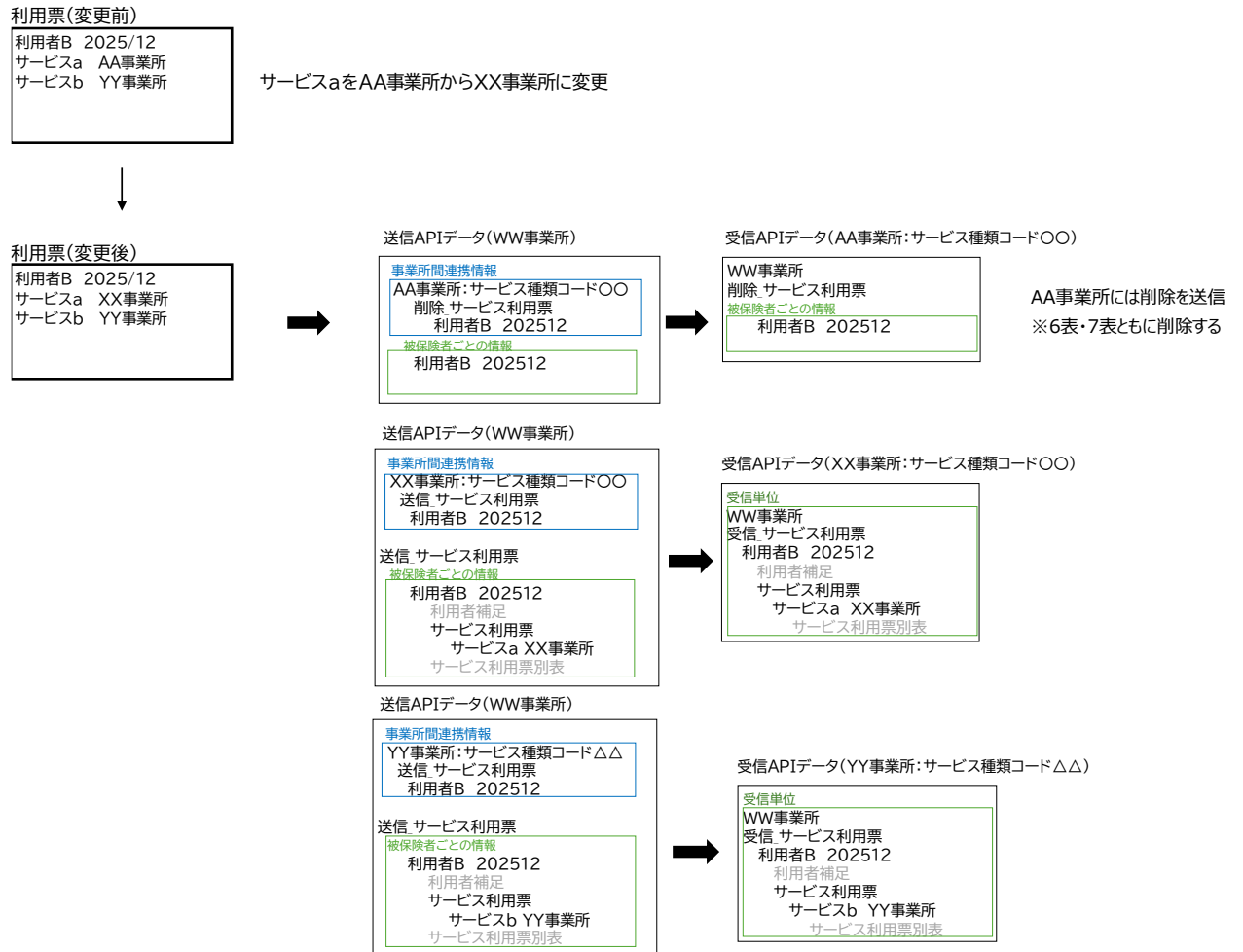
<データ送受信例>



6.2.1.4 利用票を取り下げる場合

利用票をサービス事業所に送信したものの、当該提供月において、当該事業所での全てのサービス提供の予定が無くなった場合等に削除ファイルを送信する。取り下げ先の事業所に電話等で連絡し、オフラインで利用票の取り下げをする運用も可能とし、必ずしも取り下げ時に削除データを送信する必要はない。

<データ送受信例>



6.2.2 介護予防・総合事業サービス事業所または地域包括支援センターより委託を受けている居宅介護支援事業所から地域包括支援センター等へデータ連携する場合

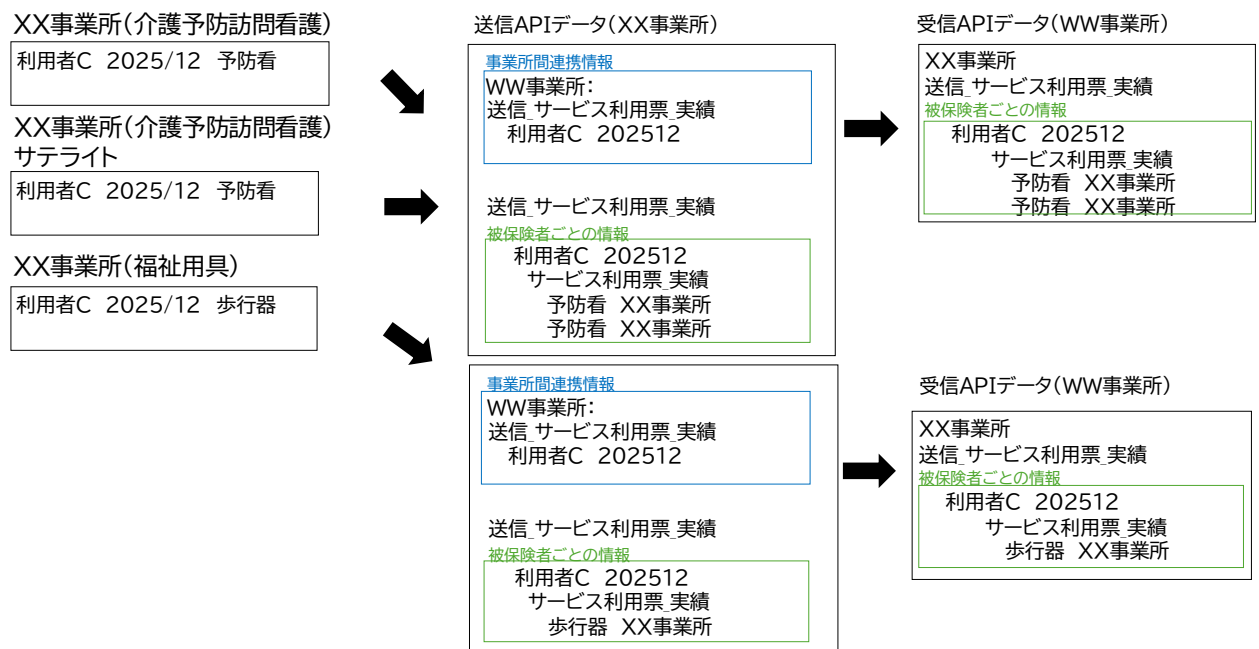
6.2.2.1 実績票作成・更新時

実績票を送信する場合は提供票毎、サービス種類コード＋事業所番号毎にまとめ送信する。また、地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所から委託元の地域包括支援センターへ実績表を送信する場合は、介護予防・総合事業サービス事業所から共有された実績票に予定情報を付けて共有する。

※ サテライトの場合、複数拠点の実績を1つのデータにまとめる必要がある。

※ 1拠点サービスで実績訂正があった場合、全拠点サービス分の情報を送信する。

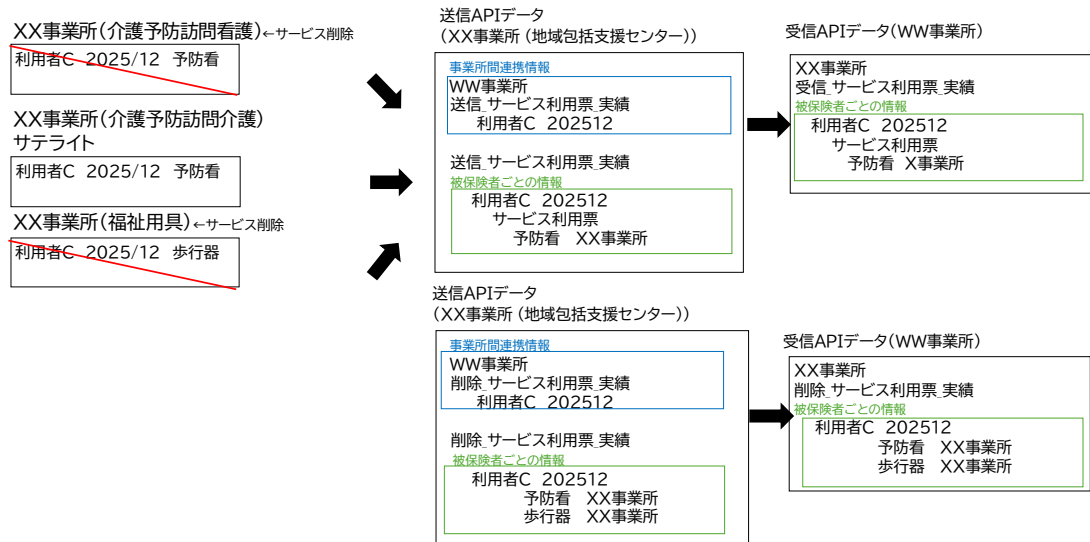
→複数サービスを1データで送信していた場合、実績を訂正する際は複数サービス分全てを送信する。



※委託先の居宅介護支援事業所より委託元の地域包括支援センター向けに実績データを送る場合、予定データを付ける

6.2.2.2 実績票を取り下げる場合

実績票を地域包括支援センター等に送信したもののその内容を取り下げる場合に削除ファイルを送信する。削除はサービス種類毎に行う。取り下げ先の事業所に電話等で連絡し、オフラインで実績票の取り下げをする運用も可能とし、必ずしも取り下げ時に削除ファイルを送信する必要はない。



6.2.3 交付用登録、同意・確認用登録を行う場合

交付用登録、同意・確認用登録として登録したケアプランデータは、介護情報基盤では履歴として積み重ね登録される。

削除等の取り扱いについて正式版で公開予定

7. データ連携にあたっての安全管理について

本仕様に準じてデータ連携のセキュリティに関する要件は、最新版の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準ずる。

8. 本標準仕様への適合確認について

各介護保険システムからのデータ連携が本仕様に適合しているかどうかについては、複数の介護保険システムベンダー同士の協力のもと、各社の責任で行う。

なお、公益社団法人国民健康保険中央会において、本標準仕様のベンダーテストを行っているので、参考にされたい。

9. ベンダ試験の申請・問い合わせについて

正式版で公開予定

以上